

# 長与町農業委員会議事録

令和 7 年 12 月 23 日

長与町農業委員会



# 令和7年12月農業委員会総会

1. 日時 令和7年12月23日(火) 9時30分から11時00分

2. 場所 長与町役場4階会議室

3. 農業委員会委員 出席委員(11名)

会長	1番 水谷 勉			
委員	2番 崎山 光子	3番 辻田 滋子	4番 原田 正利	
	5番 坂本 謙二	6番 栗山 将和	7番 坂口 吉晴	
	8番 池田 八千代	9番 山口 和幸	11番 山口 多美子	
	12番 山中 庄八郎			

4. 農地利用最適化推進委員 出席委員(6名)

1番 池田 洋祐	2番 尾崎 明光	3番 田中 光夫
6番 吉川 直行	7番 谷口 勝久	8番 尾崎 勝文

5. 農業委員会委員 欠席(1名) 10番 柿本 透

6. 農地利用最適化推進委員 欠席(2名) 4番 山口 正則 5番 増田 博光

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	8番 池田 八千代	11番 山口 多美子
第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について		
第3	第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について		
第4	第3号議案 非農地判断について		

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	荒木 啓二
農政農地係長	森 雅之
農政農地係主任	竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっています。

本日は、委員12人中11人の出席をいただいており、過半数を超えておりますので、総会が成立することを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員は8人中6人の出席でございます。

本日の欠席は、10番柿本透委員、と推進委員の山口正則委員、増田博光委員の3名です。では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和7年12月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則第18条の規定により、議事録署名委員を2名、指名いたします。

8番 池田八千代 委員、11番 山口多美子 委員 を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請が2件

第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議が2件

第3号議案 非農地判断について

報告事項は 行事報告を予定しております。

では、日程第2提出された議案の審議に入ります。

第1号議案 「農地法第3条の規定による許可申請について」についてですが、審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当することを先に申し上げます。従いまして、○○ 委員におかれましては、一旦退席をお願いします。

( ○○ 委員 退席後)

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。

資料につきましてはNo.1をご参照ください。現況写真と地積図となっています。

1件目です。

整理番号 17

申請地 長与町高田郷（地番）

地目 畑 面積 1,003m<sup>2</sup> です。

農地区分は、農用地区域 外になります。

申請者は、

譲渡人が、長与町高田郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町高田郷（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲受人は譲渡人の孫にあたり、申請地の持分4分の1を譲り受けます。申請地は現在、野菜畠として利用されています。

耕作地は、30,161 m<sup>2</sup>、労働力は3人です。市街化区域となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左上側に （事業所名）がございます。（事業所名）の南東側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、資料No.1の地籍図で確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、令和6年に現地確認を行っていますので、今回は省略いたしました。この件に関して、何かご意見・質問はありませんか。

（意見・質問なし）

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

（挙手を確認 議長に報告）

議長

挙手された農業委員が過半数を超えていたので、許可することに決定いたします。

退席されていた ○○ 委員の入室を事務局から伝えてください。

（○○ 委員 入室後）

議長

○○に申し上げます。議題となりました、「農地法第3条の規定による許可申請について」につきましては、許可することに決定しました。

続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局

続きまして、2件目です。第1号議案の3ページをお開きください。

資料につきましてはNo.2をご参照ください。1枚目が集積図、2枚目と3枚目が現況写真となっています。

整理番号 18

申請地 長与町吉無田郷（地番）

地目 畑 面積 698 m<sup>2</sup> 以下4筆。4筆合計 1,140 m<sup>2</sup>です。

農地区分は、農用地区域 外です。

申請者は、

譲渡人が、時津町西時津郷（地番） （氏名）

譲受人が、長与町吉無田郷（地番） （氏名）

申請目的は、贈与による所有権移転です。

備考欄に記載のとおり、譲渡人は譲受人の息子（四男）ですが、時津町在住のため実質的な耕作は譲受人である母と同居の長男が行っています。

申請地では梨やみかん、野菜等が栽培されており、今後も引き続き耕作を行う予定です。

耕作地は、1,140 m<sup>2</sup>、労働力は2人です。市街化区域となります。

土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。

図面の中央に （施設名） がございます。 （施設名） の南側に位置した、赤色で表示してある場所が申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、資料No.2の集積図で確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。田中 光夫 推進委員

推進委員  
3番

はい、12月15日午前9時30分から会長、事務局長、崎山職務代理、坂口委員、事務局と私、そして、譲受人と娘さんの8人で現地確認を行いました。実際の耕作を譲受人が行ってきたという事で問題はないと思います。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番

田中委員の説明のとおり現地確認を行いました。譲受人がこれまで耕作を行っていた農地を、そのまま譲り受けて耕作をするという事で問題はないと思います。以上です。

議長

説明が終わりましたが、説明がありましたとおり、一旦、子に分割贈与して、また今度はお母さんに戻したという形になる訳です。大体わかりますかね。子に贈与したけど、子はもう作れないというか管理できない。実際はお母さんが管理をする。その後に財産分与をするかは判りませんけれども、一旦親に戻すという事です。

何かご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地法第3条の規定による許可申請を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、許可することに決定いたします。  
続いて、第2号議案「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、説明いたします。第2号議案の1ページをお開きください。1件目です。

整理番号 24

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町三根郷 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町平木場郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 三根郷 (地番)

地目 田、面積 1,102 m<sup>2</sup> 以下2筆。2筆合計 1,781 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は 賃貸借で、具体的な作物名は 水稻です。

期間は、令和8年3月10日から令和11年3月9日までの3年間です。

平成17年から借り入れており、今回4回目の更新となります。

年間の借賃は ○○円 で、10aあたりは ○○円となります。

土地の所在を説明します。2ページをご覧ください。

図面の左下側に橋がございます。橋の東側と北側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。田中 光夫 推進委員

推進委員 はい、こちらも12月15日午前10時45分頃に現地確認を行いました。こちらも継続なので何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。7番 坂口 吉晴 農業委員

7番 田中委員の説明のとおり、現地確認を行いました。こちらも継続して貸し借りを行っているので問題ないと思います。以上です。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長 それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の意見審議について、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局 (挙手を確認 議長に報告)

議長 挙手された農業委員が過半数を超えておりますので、異議がないことに決定いたします。続いて、2件目の説明をお願いします。

事務局 続きまして、2件目です。第2号議案の 3ページをお開きください。

整理番号 25

農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者の氏名及び住所は、

(法人名) 長崎市興善町 (地番)

農地中間管理機構に利用権の設定等を行う者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町本川内郷 (地番)

権利対象の土地は、

所在 本川内郷 (地番)

地目 畑 面積 4,505 m<sup>2</sup> 以下3筆。3筆合計 7,177 m<sup>2</sup>です。

権利の種類は 使用貸借で、具体的な作物名は みかんです。

期間は、令和8年3月10日から令和18年3月9日までの10年間です。

該農地は (氏名) の息子さんである○○さんのトレーニングファーム用地として (法人名) が新規で借り受けます。

先月の総会でも議題に挙がりましたが、(法人名) ではトレーニングファームの研修計画を3年の期間で設定をしており、その後は新規就農者に引き渡すことを計画しています。

○○さんの場合も、その計画で研修を行っていく事を予定していますが、上手くいけば3年を待たずに終了することです。

先月の総会で (法人名) との契約期間は3年で良いのではとの意見がありましたが、10年という期間は、○○さんが独立して耕作を行う期間を含めて、貸主の (氏名)、借主の (法人名) と新規就農者の○○さんの三者が同意をしたうえでの契約期間となります。

土地の所在を説明します。4ページをご覧ください。

図面の左側に（施設名）がございます。（施設名）の東側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さん説明をお願いします。池田 洋祐 推進委員

推進委員 1番 12月15日午前10時45分頃に現地確認を行いました。先月の議案にも挙がっておりましたが、（法人名）が借りて、そこをトレーニングファームとして利用し、その後、○○さんが引き継いでいくという事ですけれども、現地を確認して見ますと、先月のトレーニングファーム農地は、きちんと管理をされていましたが、今回確認した（氏名）のみかん畑は、かなり荒れた状態がありました。カズラが生い茂っていたりとか、みかんの木も枯れている状態のもののが多かったです。これからトレーニングファームとして整備していくには、それだけにも時間がかかりそうに思いました。

これから（法人名）が借りてトレーニングファームとして利用して行くんでしょうねけれども、かなり荒れている農地もきっと整備されて、利用していくという事は使用借人が行うからこそという感じがします。個人ではちょっと厳しい状況に思いました。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。8番 池田 八千代 農業委員

8番 同じく12月15日に現地確認を行いました。先月議題に挙がった（地名）の園地が来年の2月から、今回の案件が3月からと、期限を決めて事業がなされるみたいですが、今回現地を初めて確認して、やはり荒廃もあります。

本川内地区で果樹型のトレーニングファームを行う事で農地の荒廃を防ぎ、新規就農者を増やしていくという事で長与町の農業、特にみかん栽培の振興を行って行くという事は良い事だと思います。しかしながら、今回立会いを行ってみて、これから先がちょっと思いやられるなと思いました。農道も傾斜があって狭かったのでちょっと気になりました、（法人名）の○○課長と話をしました。トレーニングファームについても、いろんな方が絡んでいるという事業であるという事は良くわかるし、新規の就農者が2年あるいは3年で順調に軌道に乗っていけば、（法人名）の事業としても広告塔になるよう事で、次の事業にも進めて行けるかなというお話を受けました。

これから先は、この事業が軌道に乗っていき、出来るだけ農地も人も振興していく事を切に願っています。以上です。

議長 説明が終わりましたが、皆さんもこれ、おかしいんじゃないのという感覚でいると思います。というのはトレーニングファームを利用する〇〇さんと（氏名）は親子なわけですね。本来ならば親子で農業をすれば良いではないかとういう理論になる訳です。私も（法人名）の〇〇課長に連絡して、これで本当に良いのかという事を尋ねてみました。

今日は親子の事例であるけれど、他の事例が出ても同じようにやるのかを確認したところ、りますという回答でした。事業は改植事業で（法人名）が主体となって行うとの事でした。

この事業で、反あたり〇〇円程度の助成金が出てきます。その中で苗木代、育成費を支えます。事業主体を（法人名）が代わって行うという事であれば、荒廃農地でも蘇って行く事になるんでしょうが、今後も同じような事例があれば（法人名）はりますとの事です。

ただ、少しやっぱり、父親が荒らした農地を（法人名）が借りてから整備をして、子に渡すとなれば、誰でもそうして欲しいという話になるのではないか？その点が誰もが心配なところですね。私も最初は腑に落ちなかつたんです。何故このような遠回りな事をするのか。父親が経営主体で子に教えて行けば良いではないか。本来は皆さんそうしていますよね。

しかし、新しい者を育てていくためには、こういう事もやることですから、今後そういう事例があったら、またりますねという確認もとっています。

もう一つ、契約期間が10年間というのは、貸し借りを新規就農者に引き継ぐというふうに言いますけども、みかんを作つて、その生産者が他に流すとなれば（法人名）は困る訳ですね。補助事業を引き継がなければならぬ。そういう事であれば10年という期間はある意味、妥当かなと解釈しています。

今回の件が悪い事例にならないようにしないといけないと私も思つています。上手くいけば良い事例ですから、ぜひ委員皆様にもご理解いただければと思います。

皆さんからご意見・質問はありませんか。

推進委員 賃料は発生しますか？

8番

議長 使用貸借ですので、賃料は発生しません。

11番 きちんと整備するまでは（法人名）が投資をするという事で、きれいになった農地を将来〇〇さんに任せるとして、（法人名）が借りている間その収益は（法人名）のものですか？

議長 （法人名）に確認をしていますが、1年目は全部（法人名）の収益となります。2年目からは共同でやってから、3年目からは個人の収益になるという事です。最初は未収益期間ですね。荒廃農地を整備して苗木を植える訳ですから、その期間に収益は発生しない。3年で上手に育成して行けば、それはトレーニングファームを受けた人の収益になる訳ですね。

1 1番 土地代はどうなるんですか？

議長 使用貸借ですので土地代は発生しません。

推進委員 本人は負担がゼロですね。枯れた所が改植という名目で苗木代なども0円で本人さんが出来るわけですよね、(法人名)が全部やるということで、そういう個人負担がなくて、ある程度たつたら個人に無償で返すような事がまかり通るんですかね。

議長 普通の改植事業は8年ですよね。その間はちゃんとその事業主体が作りなさいよという形になる訳ですね。これを譲るのが2年目なのか3年目のかは、まだ良くわからないと思います。なので、この辺を良く詰めてみないとわからないという部分はありますけど、ただ、あくまでも事業主体は(法人名)という事ですから、その辺は(法人名)がちゃんと調べているだろうと私も思っています。

推進委員 個人が改植したら補助分では足りないわけです。(法人名)は苗木を植えるだけで、土地の基盤を変えるとか、そういう事はやらないと言った考えで良いのでしょうか。

議長 土地の整備は(氏名)がすると聞いています。ちょっと首を傾げるようになりますけども、要するにこの経費は、全部事業主体である(法人名)が出るのか。例えば改植事業が○○円、育成費が○○円出てくるわけですね。他に必要なら(法人名)が出るのかと確認したところ、それも補助事業であります。(法人名)の資金として出す。補助事業としてやりますという事です。ですから、(法人名)も腹が痛まないようにするという事で、地主さんと後継者が良くなるという事は良い事であると。ただこれが、同じような事例があってもやるのか?という事が出てきますから、その点は、(法人名)がやりますとの事ですので、やってもらわないと困る訳です。

推進委員 私が知る限りでは、この農地は中山間管理事業にかけて管理できないという事で、確かに木1本も植えていないですよね。みかん1本も植えていない所を改植事業にかけるんでしょうか?役場として、それを認めるんですか?

議長 こここの農地の利用状況は、低利用という事です。かずらは巻いてますが、1反あたり4～5本は残っています。

事業主体として（法人名）がそれでも実施するという事であれば良いと思います。これが、A判定、B判定であれば、また違ってくると思います。

推進委員 もう一つ、（氏名）は他にも土地を3町ばかり持っていますよね。これを成功させると残りも同じようにやりかねないですよね？その辺どうなんでしょうか？

議長 （氏名）の農地を全部するかという事は、私も確認が取れていませんが、今回の案件の土地が一番良い農地であるのかなと。そこだけが整備可能な所なのかなと思います。

推進委員 私が心配しているのは、（氏名）は、一度この土地を改植事業にかけて、そこを荒らしているんですね。また同じような事になるんじゃないかと危惧しています。

議長 非常に心配があると思います。ただここは（法人名）が絡んでいるという事で我々も注視をしていきたい。ただこれから、トレーニングファームで植えてから育成するという訓練をしていくのは間違いないと思います。そういう所に期待をしていきたいと私は思っています。

推進委員 ちょっと私も良くわからないのでお尋ねですが、補助事業は（法人名）が窓口になって、個人の改植とかいろいろある訳ですが、事業主体が（法人名）であっても国の補助が単純におりるのかどうか教えてください。

議長 最終的には、改植前後の写真を撮って国に提出するんでしょうけど、どういう形で、その事務手続きをどう行っていくかは（法人名）次第でしょう。これは当然国の補助事業です。これをどういうふうに捉えるのか。ただ、トレーニングファームとして特例があるのかどうか、そこら辺もまだ良く確認してませんけれども、今回のお話を聞いて、（法人名）の〇〇課長にも今日出た意見について、充分話をしていこう思います。

トレーニングファームという良い事業ですが、大変な事になってはいけないなという感じがしたものですから。方向としては、良い方向だと私は思っています。

11番 収穫したミカンの出荷先は（法人名）限定ですか？何か約束事があるんですか？

議長

法的には限定されないと思いますよ。ただし、(法人名)がトレーニングファームをやって、育ったら別出荷というのは少しどうかなあと。そういう問題もあるという事は聞いています。(法人名)としては、新規就農者を育てて、その後は(法人名)で販売して欲しいという願いはあると思いますよ。

2番

現地を見た感想ですけど、足がつるくらいの急坂でした。○○さんは若いけれど本当に大丈夫かという所でした。これをトレーニングファームとして成功できれば、(法人名)もすごいなという風に思います。

12番

もし、今後、新規就農者の○○君が管理して行くと思いますが、もう出来ませんという事になればどうなるんですか？

議長

(法人名)が借りるのは10年間ですから、もう出来ませんという事になれば、他の新規就農者に回すという所も出て来るでしょう。○○君がダメになっても貸し借りの権利は発生している訳ですから、その間については別の方を入植させる事になるでしょう。

私も性善説で、○○君が頑張ってくれる事を前提に話をしていますけれど、ただ、言われるように土地を放棄した時の問題がありますが、ここについては(法人名)が地主から借りるという事で担保をしているのだと思います。

12番

(地番)の農地は、補助金で一度整備してるんですよ。その時も(法人名)は頭を痛めた。そして、また補助金を使うという事を良く出来るなと感じます。

議長

この件については、もう一度私も(法人名)に問い合わせをしてみたいと思います。皆さん方どうにも納得いかなければですね、継続審議という形もありますけども、ただこの事業がですね、今年度の事業の中に組み込むんじゃないかなという思いもありますから。

11番

足がつるくらいの傾斜だったとの話があったと思いますが、基盤整備ですかね、小規模の道を入れたり、そういうのは自由にやって行くんですよね？

議長

対象農地は基盤整備が出来ています。先ほどの急傾斜の所は今回の農地とは別の所になり

ます。どうですか、決をとりますか、継続審議しますか。

それでは、私の判断で、継続審議にして、1月にもう1回話をしたいと思います。その間にもう一度（法人名）と話をして、皆さんに納得できるところで決めていただきたいと思います。

この件については、継続審議とします。

続いて、第3号議案「非農地判断について」を審議いたします。事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案 非農地判断について、説明します。

第3号議案の1ページをお開きください。

対象農地につきましては、別冊の非農地通知の対象リストでご確認ください。

12月8日付で「耕作放棄地の農地・非農地の判断に係る事前通知」を送付いたしました。

対象件数は、地域計画及び土地改良区内の農用地を除く、1,648筆 面積1,764,356.12m<sup>2</sup> (176ha) の内、「非農地」として異議がなかった、1,602筆 面積1,735,624.12m<sup>2</sup> (174ha) について、非農地として承認することを判断していただきたいと思います。

昨年は118筆 75,944.54m<sup>2</sup> (7.6ha) で、一昨年は72筆 55,635.83m<sup>2</sup> (5.6ha) と、今回は大幅に増加しています。要因としては、これまで、農用地としてそのままにしておいた土地を含めて整理をしたためです。

承認いただければ、第3号議案1ページにあります非農地通知を発送したいと考えております。説明は以上です。

議長

説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問なし)

議長

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

議長

説明のとおり、非農地として承認することに、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

事務局

(挙手を確認 議長に報告)

議長

挙手された農業委員が過半数を超えており、非農地と承認することに決定いたします。

これから、行事報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 (令和7年12月行事報告)

議長 最後に、1月の日程について事務局からお願いします。

議長 1月の日程ですが、総会を23日（金）の15時からはいかがでしょうか。

事務局 (異議なし)

議長 これを持ちまして、本日の総会を終了いたします。